

令和6年(2024年)12月27日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 澄谷 正人



(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書について(答申)

令和6年(2024年)8月6日付け環境第513号で諮問がありましたのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、檜山郡江差町の約375haを対象事業実施区域として、最大9基の風力発電機(全高最大約180m、ローター直径最大約160m)による最大出力37,800kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域は檜山道立自然公園に隣接し、同区域及びその周辺には鳥獣保護区、保安林及び自然度の高い植生といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、オジロワシ等の希少鳥類の生息情報がある。また、同区域及びその周辺には、住宅や学校等が存在しているほか、同区域には、山地災害危険地区等が存在している。さらに、周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、住宅等との離隔に十分配慮するとともに、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 対象事業実施区域の周辺では、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的な影響が懸念される。このため、他事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、情報の入手に当たっては、本事業の環境影響評価に関する情報についても他事業者に提供するなど、相互に環境保全のための有用な情報の共有が図られるよう努めること。

- (3) 関係町や地域住民等から、騒音や景観等への影響を懸念する意見に加え、事業の進め方に対する意見が提出されている状況を踏まえ、関係町と丁寧な協議を行うとともに、事業の進捗状況に関わらず、適宜、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明を行うなど適切な対応に努め、相互理解の促進を図ること。
- (4) 江差町では「江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例」を制定していることから、同条例の基本理念を尊重し、同町と協議を行うこと。
- (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能とすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

- ア 対象事業実施区域及びその周辺には住宅や学校等が存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住宅等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。
- また、影響を受けることが想定される住宅等のうち調査地点として設定しない住宅等については、その住宅等における残留騒音が調査地点と同等又はそれ以下であると判断する科学的根拠を示した上で、適切に予測及び評価を実施すること。
- イ 騒音による生活環境への影響については不確実性があることや、住宅等から風車を設置する可能性のある場所までの離隔距離が十分に確保されておらず風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性があることから、適切な風車配置や機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。
- ウ 工事用資材等の搬出入による騒音及び振動について、他の風力発電事業と工事時期及び利用区域が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- エ 施設の稼働による騒音について、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積の影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水質

- ア 対象事業実施区域には、さけ・ます増殖事業が行われている厚沢部川の支流や農業用水としての利用がある逆川ダムの集水域が含まれており、土地改変に伴う濁水の流入などによる影響が懸念される。このため、関係機関と協議を行い水域利用の状況を踏まえた上で、水質への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずること。
- イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとすること。

(3) 風車の影

ア 対象事業実施区域及びその周辺には住宅や学校等が存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住宅等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

また、他の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 動物

ア 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定すること。

イ 対象事業実施区域の周辺では、専門家等へのヒアリングにおいて、希少なコウモリ類であるコヤマコウモリ等の生息に関する情報が得られている。このため、コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら、風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バードストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、希少な鳥類であるオジロワシ等の生息に関する情報が得られているほか、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、これら希少な種をはじめとする鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車配置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら、鳥類への累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群についても、重要な種の生息情報があることから、専門家等から助言を得ながら、それらに対する影響を適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 植物

ア 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域内に分布している植生自然度10のヨシクラス及び植生自然度9のエゾイタヤーシナノキ群落等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で改変区域から除外すること。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を

予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(6) 生態系

- ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえ必要に応じて見直すことを含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載すること。
- イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、注目種が地域の生態系において占める地位が分かるように、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえ、十分な調査を行うこと。
また、採餌に係る影響の予測評価に当たっては、施設の存在及び稼働や工事が餌種や餌種の生息環境等に与える影響についても評価に含めること。
- ウ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。
特にヨシクラス（植生自然度10）及びエゾイタヤーシナノキ群落（植生自然度9）といった自然度の高い植生の区域、逆川鳥獣保護区及び哺乳類や鳥類等が繁殖やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在を確認した上で、改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。
- エ 対象事業実施区域は逆川鳥獣保護区の一部と重複しているだけでなく、同保護区を囲むように設定されており、工事の実施や施設の存在に伴う環境の変化による影響が懸念される。このため、改変区域の検討に当たっては、専門家等から助言を得ながら、できる限り同保護区から離隔することや、動物の移動経路を阻害しないよう風車を配置することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

(7) 景観

- ア 対象事業実施区域は「逆川森林公园」など複数の主要な眺望点が近隣にあることから、風車の設置に伴い、これらの地点からの景観への重大な影響が懸念される。
また、対象事業実施区域に隣接する檜山道立自然公園には「かもめ島」など複数の主要な眺望点があるほか、同公園周辺には「シラフラ眺望スペース」などがあることから、これらの地点からの景観への影響も懸念される。
- イ このため、景観に対する影響については、地域住民や観光客、道立自然公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。
フォトモンタージュの作成に当たっては、発電所を望む方向を眺望方向とし、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。
また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

「逆川森林公園」などの人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音や風車の影等による重大な影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

また、工事用資材の搬出入に伴うアクセスルートへの影響について、他の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(9) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めること。

また、それらが環境に与える影響については、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。